

## 【議事録】 中間貯蔵施設に関する説明会⑮

注：議事録については、議事を忠実に再現することを目的としておりますが、録音機器を使用し作成している都合上、マイク等の音声が聞き取りにくい箇所については、環境省において補っております。

また、読みやすさの観点から、「マイクを使ってください。」といったお願いなど、質問・意見には直接関係がないと考えられるやりとりについては、割愛しておりますので御承知おきください。

日時：6月15日（日）10:00～12:00

場所：南東北総合卸センター

出席：環境省、復興庁、内閣府被災者生活支援チーム、資源エネルギー庁、福島県

### 質疑応答

参加者：本日は環境省、復興庁、資源エネルギー庁の皆さま、ご苦労さまでございます。大変ありがとうございます。多少、2、3質問させていただきます。

この中間貯蔵施設に関しては、これは誰も、地権者のみならず、住民の感情、住民全てが必要性は認めながらも、この割り切れない思いでおられます。割り切れないなという感じがまったく抱いている、割り切れない気持ちをすべからくみんな、抱いております。すなわち、気持ちの整理がつかないというんですかね。まったく中間貯蔵施設については気持ちの整理がつかないということなんです。それで、閣議決定で30年以内に福島以外の都道府県っていうか、に搬出をして、そしてそれをもって最終処分とするということでございますけれども、これは閣議決定っていうか、法制でなされたのかどうか私は定かには分かりませんが、そのとおりでございますね。

そうすると、この30年という制限ですね。この中ではやはり自然、その2,800万立法キロの汚染土壌、汚染廃棄物、これらの中には自然減衰するものもあるでしょう。それから減容化、それから濃縮によって相当減るのではないかというような感じはするんですね。感じだけはですけどね。そしてまた、再生資源として土壌ですから再生資源として用いられるものもあるかもしれませんですね。

それで、ところで、この30年の間にテクニカルイノベーションというか、そういうものが革新的なものが。それで、イノベーションがあればいいんですけども、それが無いというようなことだと思います。それからまた、もうひとつ質問したんですが、この12月に特定秘密保護法案が施行期限が迫ってますね。それとのこの中間貯蔵施設の関連で言いますと、特定秘密保護法案が施行されてのち、この中間貯蔵施設というものが秘密に指定されてしまうというようなことは、危険はないと、それを確認したいですね、それね。それだけです。

それから、これ、憲法で保障されているわれわれが知る権利が損なわれるわけですから、これは一番重大であると思うわけでございます。中間貯蔵施設と、それから特定秘密保護法案の関連で質問させていただきました。長くなりますので、この辺でよします。ありがとうございます。

環境省：どうもありがとうございます。お気持ちの整理と申しますか、そういうものについてわれわれがきちんと寄り添って、丁寧に説明をして、繰り返し丁寧に説明をしていくことが必要だというふうに思っておる次第でございますが、重ねましてありがとうございます。

あと、特定秘密保護法案のお話ですけど、この中間貯蔵施設につきましては法律としましては除染特措法という、そういう法律に基づいて除染を行って、その結果、貯蔵するというのを考えております。法律的には関係はございません。それと、もうひとつ、憲法で知る権利があると保障されているということで、その知る権利との関係はどうかということでございますが、われわれ、今日も私ども皆さんとお話しできることは全てお話しいたしますし、また今後得られたデータ等につきましても、きちんとまさにこのパンフレットの中にありますコミュニケーション、情報公開ということで得られたデータ、包み隠さず皆さま方に広く公表していくという立場は変わりませんので、その辺り、ご理解いただきたいと思います。本当に貴重なご意見、どうもありがとうございました。

参加者：まず初めにお聞きします。なんで今日、大臣来られないんですか。われわれ30年後になったら何歳になると思うんですか。おぎゃあって生まれた子ども、30年になるんですよ。最終処分場はどこに造るんですか。最終処分場の造る場所を選定して、それから中間貯蔵施設を造らせてくださいっていうのが当たり前じゃないですか。

われわれのふるさとどうしてくれるんですか。いいですか。新潟や福島で作った電気は埼玉や東京や神奈川でみんな使ってるんでしょう。

そこに処分場造ったらどうなんですか。

安全安心だって言った原発、東京に造ったらどうなんですか。安全だって言ったんだ。絶対に。教えてください。

教えてください。明確に。なんでわれわれ、もう3年3カ月も、なんで避難生活しなくちゃいけないんですか。泥棒に荒らされ、牛に荒らされ、イノシシに荒らされ、ネズミに荒らされ、田畑はめちゃくちゃです。セイタカアワダチソウや、ヨモギや、ヤナギや、いろんなものが生えてますよ。どうやって元の生活、ふるさと、戻してくれるのか教えてください。

環境省：本当に貴重なご意見ありがとうございます。まず、なぜ大臣が来ないのかと。大臣が来て説明すべきではないかというお話がございました。大臣、副大臣、政務官につきましては、これまで県、町に対してお願いをしてきたところでございます。今回は実務的にしっかり説明を行うということで、私ども実際、中間貯蔵施設を担当しております、私、あるいは横に座っております担当者が来ております。あくまで実務的にしっかりお話を、説明をさせていただいて、皆さまからご意見をいただくということで、大臣からもしっかり説明してこいと言われております。また、いただいたご意見、あるいはご要望等につきましてしっかり大臣に上げてございます。従いまして今回は、しっかりと内容について説明させていただくということで、私どもが説明をさせていただいておるところでございます。

それから、ふたつ目のまず最終処分場を造ってから中間貯蔵施設があるべきではないかというお話でございました。私ももっともなお話だと思いますし、最終処分を決めてからその道筋をつけてから、その間の中間貯蔵を造るべきではないのかというご指摘もよくいただくところでございます。しかしながら、まだ最終処分場はどこにするかというのは決まっておりません。これは事実でございます。それを決めるのも、やはり相当困難だと思っております。ただし除染等を一刻も早く進めるために、まずは中間貯蔵で安全に保管をしておいて、その間に最終処分場の道筋をつけたいというように思っておるところでございます。これは繰り返しになりますが、最終処分までの道筋をつけるためになんとか中間貯蔵で先ほど、先ほどの方からもお話がありましたように、例えばテクニカルイノベーションと申しますか、そういう技術の開発も行いながら、最終処分への道筋をつけたいというように考えておるところでございますので、そこはなんとか、まずは中間貯蔵で、その間に最終処分への道筋をつけるというのをなんとかご理解いただきたいと思います。

それと、安全だ、安全だと言われていたのに事故が起こったと。事故が起こって、その結果として、皆さま方、遠くふるさとを3年以上、離れざるを得ないような状況になっている。それをどう考えるのかと。まず、そういうお話をお聞かせいただいたわけでございます。本当にそういうところに重ねまして、中間貯蔵施設の設置をお願いしたいというのは、本当に心苦しく思っておるところでございます。安全、安全、あるいは安心、安心というようなことをよく耳にしますけど、安全と安心をどう、中間貯蔵施設について確保していくか。例えば安全であっても、例えばそこの横で風評被害が起きるとか、あるいは、安全という数字的には、理科的には証明をされても、果たして安心かどうかというような、いわゆる心の問題があるかと思っております。そういうものを含めまして、われわれしっかりとやっぱり説明をして、ご理解をいただくしかないのかなというように思っておるところでございます。

重ねて申しますが、最終処分につきましては、中間貯蔵の間になんとか道筋をつけたいということを考えておるところでございます。本当に申し訳ございませんが、なんと申しましていかちょっとあれなんですけど、貴重なご意見、どうもありがとうございました。

資源エネルギー庁：まずは国、それから東京電力、この事故の責任、大変深く反省をしておるということですが、あらためておわびをいたしたいと思えます。

事故を起こしてしまった第一原発、まだまだ廃炉というのには長い間かかるということで、廃炉、汚染水対策、これについては全力を尽くしてまいりたいと思っておりますし、私ども、現地事務所を今、檜葉のほうに事務所を造って、国の職員を常駐して廃炉、汚染水対策を毎日真剣に取り組んでおるところでございます。こういった説明もまた、いろいろな機会にさせていただきながら、皆さまにご迷惑をかけないようにしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

参加者：前任者とほぼ同じような意見ですが、やっぱり最終処分場が決まった上で、それで中間貯蔵施設をっていう話になるのが順序ですね。分かってても原発近いほうがやりやすいから国の押しつけで、これを進めてきたと思うんですが、これを、前回だって、説明会だって、これ、だいぶ遅れたけども、これ、形式的にこれやっているんでしょう。そう思いますが、われわれ住民、避難してから3年3カ月過ぎましたね。それなのにもう、帰ってもいいところ、川内とか、これどういうわけかちょっと説明してもらいたい。住民のことを、今でも無視してるからこういう状態になってくるんですよ。とにかく住民を、避難民を、われわれを、第一に考えてもらいたいんですよ。

どうですか、皆さん。もっと考えろ。どうでも言えば、正しく説明してもらいたいけども、われわれはだんだんと回復してきて、いくらも帰る人がいなかったら、いなくなっちゃったから、町は壊滅状態だよ。何年か後には、どういうふうと考えてるか分かんねえけども、第一にとにかく避難民、われわれを第一に考えないと、これ今、自分の生活のあったところにうちを建てられる人は建てて、ここに移住する、われわれはみんな考え中です。以上です。きちんと説明してください。そして、こういう大事な話に大臣の方が1人もいないっていうんではあまりにもばかにしたことだ。どうですか、皆さん。

復興庁、大臣の説明、どんな説明があるか。

そうだろう。ちゃんと説明できっか。以上です。

環境省：最終処分、先ほどの方と同じで最終処分を決めてから中間貯蔵ではないかというお話を最初にいただいたわけでございます。これも繰り返しになりますけど、最終処分場まだ決まっておらない状況、これは事実でございます。これを見つけるのもやはり相当、これからの道筋が長いのではないかと考えております。その道筋をつけるためにもまずは中間貯蔵でいろんな技術、あるいは情報収集をしながら減容化だとか、あるいは分離だとかということをやしながら、最終処分への道筋をつけたいということを考えておるわけでございます。

それと、最後のご指摘で、まずなぜ大臣が来ないかというお話、もう1回いただきましたけど、今回は中間貯蔵の説明会ではあくまで、中間貯蔵についての内容を一番、われわれは事務的に説明できるということで来ております。繰り返しになりますが、そういうご意見も当然、大臣には伝わりますし、大臣からも私ども、しっかり行ってこいと、ちゃんとご意見聞いてということをやられております。その辺り、なんとかご理解をいただければというように思います。

内閣府：はい。内閣府原子力被災者支援チームでございます。避難指示区域の運用などについて、私どものほうで担当しております。ご指摘ございました通り、広野町につきましては平成23年度の内から帰れるようになっておりますし、田村市につきましては今年の4月から避難指示が解除されて、生活ができるように制度上、なっております。ただ、そのような中でもご指摘の通り、広野町でもまだ半分に満たない人しか戻られていないというものは事実でございます。

ただ私ども、強制的に帰れということもできませんし、私どものほうでできますので、地元の自治体さんなりと協力をして、もちろん除染が大前提になりますけれども、その上

で生活に必要なインフラ、交通インフラもありますし、それから病院や学校をどうするんだ、買い物をする商店をどうするんだと。こういった課題をひとつずつ解決しながら、お帰りになったあとも安心して、不便なく生活できるような環境を整えていくというのが私どもの仕事とっております。

そういう作業は順次やっていくわけですがけれども、今、避難が長期化するにあたりまして、避難先でも新しい仕事を見つけた方がいらっしゃる、新しい学校に通われるお子さん方がいらっしゃる。そういう状況の中で時間がたつにつれて、帰られないという判断をされる方も増えているということが、これも事実だと思っております。そういう意味でもまずは除染というステップをしっかり進めて、仮置き場にある廃棄物を中間貯蔵施設に移す。そして、長期的には最終処分場に移すという施設、そういうフローをしっかりと進めながら、それと合わせて浜通り地域、双葉群をはじめとした地域をこの先、どうしていくのかというのを地元の方々とも相談しながら、はっきり絵姿を描いていかないことには皆さん方も戻ろうという方も出てこないだろうと思っておりますので、まずはその点を精一杯進めたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

復興庁：続きまして復興庁でございます。その地域の町の復興の姿というのはどうなっていくのか、先ほど支援チームのほうから申し上げましたけれども、今特に大熊町さんでは、昨年、復興のビジョンというものを町で出されまして、さらにそれで今年、復興委員会を進めながら、それを具体化していくというステップに入っております。国といたしましてもこのステップ、全力で支えていって、その復興の拠点をどう描いていくのかということについても、議論に加わりたいと考えてございまして、それから、またその核になるであろう、地域の産業の在り方というものにつきますので国のほうでも研究会をやりまして、今、最終的な取りまとめの段階にきているというところでございまして。そういうものを踏まえまして、地域の復興を描いていきたいと考えてございまして。以上でございます。

参加者：座って失礼いたします。中間貯蔵って言うんですが、中間貯蔵でおられるんですが、たくさんの物質を集めたどのぐらいの相乗汚染っていうか、そういうレベルがなるのかどうかそれも知りたいし、私はちょうど線引きのところの外なんですけど、そこにおります。これから帰還に向けて頑張るつもりなんですけど、どのぐらいでその線量が自然劣化とか、そういうことになるんだか、そういうのを知りたいと思います。取りあえず、現在、これだけ。

環境省：まず最初に除染で実施したことをお話しさせていただきたいと思います。帰還困難区域の中で除染をした場合に、どれだけ線量が下がるかということ、昨年の10月から双葉町、浪江町のほうで実証事業をさせていただいております。全体で6カ所実施させていただきました。その結果を先週、公表させていただいたわけですが、双葉町におきましては、双葉の幼稚園と厚生病院と農村広場というところがございます。

この地域で実施した結果でございますが、空間線量率でいいますと、双葉の幼稚園では67%から73%低減いたしました。厚生病院では67%から71%、農村広場では39%から80%ということで、除染の前の平均が幼稚園では11.3マイクロシーベルト・パー・アワー、1時間当たりでございます。これが3.64まで下がりました。厚生病院におきましては、10.16が除染前の平均でしたけれども、除染後では3.0ということでございます。農村広場では少し線量が高くて、21.69ございましたけれども、それが4.61というところまで下がってきております。

こういったモデルで行った除染の結果を使って、ではどのくらいこれから下がっていくのだろうかということで、関係する省庁で作業をしております。どのデータを使っていくのか、また数値には誤差が含まれます。また、将来の見通しについては、その場所の地形によるものでありますとか、さまざまな過程をおいて示していこうということでございます。こういったものをできたところから示していくわけですが、双葉町、および議会から強いご要望をいただきましたので、試算ではございますけれども、事故起きてから10年間でどうなるかという国の考え方を整理してお届けいたしました。

事故を起こしてから10年後、ですから、現在から言いますと7年ほどあとでございますが、先ほどお話ししました幼稚園、厚生病院、農村広場についてさまざまな過程をおいて、幅がございしますが、事故後10年後で1.2から2.1マイクロシーベルトということでございます。

冒頭、お話があったように、帰還に向けては、当然、線量だけではなくて、それを踏まえてどういう帰還の意向があるのか。それから、産業をどうしていくのか。職場の問題もあります。学校の問題もあります。それから、復興の絵姿をどうするかということを検討していく第1ステップだということでございます。除染をした結果、将来の見通しというのが、今、申し上げたような形になっておるということでございます。ありがとうございました。

参加者：私の質問が悪かったのでしょうか。すみません。中間貯蔵施設に集められた汚染物質は相乗線量としてどのぐらいになるのかということを探りたいと思うんです。それ

で、その集められたものがどれぐらいの年月で減衰とか自然減衰するんだから、それともなんか、中和とか薬品でそういうのを。

環境省：ありがとうございます。除染というよりも中間貯蔵施設がそこにあることによって、例えば線量はどうなるのか、将来、中間貯蔵施設の設置によってその線量が高くなるのか下がるのか、あるいはどうなるのかというお話だというふうに理解しました。

施設自体は土壌のほかに灰等が入ってきます。特に灰が線量が高いというふうに思っておりまして、灰につきましては専用のドラム缶に入れてきちんと遮蔽をしますので、外での線量は下がると思います。それと、私ども、当然、私ども従業員作業をしますので、敷地内については、かなり土地の改変と申しますか、造成を行いまして、それでも線量がかなり下がるということで、中間貯蔵施設の設置によって周辺の線量が上がるということはないというように今考えております。

もうひとつ、じゃあどれぐらいだったら、その線量が下がるのかということでございますが、だいたいよく言われておりますのは、30年で4割ぐらいになると。自然減衰、30年で4割ぐらいになると言われておりますが、これはやはり持ち込んだものの、先ほどいろいろ、皆さんからありましたけど、持ち込んだものの空間線量率により、当初持ち込んだときによりますので、それがどれだけ下がるかというのは一概には言えませんが、自然減衰は4割ぐらいになると。ただ、遮蔽をしますので、それは外に漏れないようにします。

あと、それと、いかに分離をしたり、濃縮をしたり、減容化したりするかということによると思いますので、それは技術を今後どう開発していくかということに大いによると思っております。ただし、繰り返しになりますが、施設の設置によって周辺の線量率が高くなるということは、きちんと遮蔽もしますし、除染もしますので、高くなるということはありません。

参加者：中間貯蔵施設の、施設が造られた町に皆さんは住みたいと思いますか。ね。先ほど、パンフレットの中で中間貯蔵施設のいろいろな施設が書かれてありますが、その中に環境省、エネルギー省、内閣府の皆さんが住む住宅は1軒も図面の中にはありません。従って、中間貯蔵施設造られる大熊町民、双葉町民は、その町に住みたいとは思わないと思うんですよ。それで先日、テレビで2030年後でしたか2040年後、自治体850が消滅すると書いてありました。報道されました。それで、850消滅する自治体の中に、たぶん30年後、双葉町と大熊町も入ってくるのかなと思うと非常に寂しく思います。けれども、双葉町、大熊の町民は、自分の町を愛するがゆえに住民票を移さないで、住民票を双葉町、大熊町

に残してあります。なんで残してあるか。双葉町が好きだから、大熊町が好きだからです。けれども、生活できない寂しさが、毎日、頭の中から離れることはありません。

それで30年後、他県に持っていくと。これ、法制化すると書いてありますが、田中角栄が集団的自衛権を行使しないと書いた内閣総理大臣が、次々、次々の大臣がそういう解釈に基づいてきたにも関わらず、今回、集団的自衛権、憲法の解釈が変更しつつあります。それを考えると、30年後よそに持っていくっていうことの、何かまた解釈が変わってくるような気がして、信用できないという不安が出てくるんですよ。

ですから、もうひとつはね、墓参したい。墓参したいけれども、土地は残っている。ところが、福島、郡山、白河のほうに転居している。そうするとその近くにお墓を持ってきたいけれども、お墓は買えない。そういう補償はなんにもない。ね。そこで、私は先ほど人口減少の問題を言いましたが、双葉町、大熊町の町を20年後、30年後も残していただくために歯止めを掛けていただきたいと。その歯止めは何かと言うと、東京電力、国で賠償してもらうしか方法がない。30年後、廃棄物を移転すると同時に賠償はなくして結構ですから、30年間、賠償していただきたい。皆さん、どう思いますか。

行政の仕事というのは、ね、先ほども大熊の方が大臣がなんで来ないんだと。私も大臣が来ないのは非常に残念に思います。行政の仕事は安心、安全、幸せを住民に与えるのが行政の仕事であります。その最高の責任者が出席してこない。これで行政の仕事が務まりますか。私は安心、安全、幸せを与えるのが行政の仕事であり、それが皆さん、前に座っている人たちの仕事でないかなと思うんです。

それからもうひとつ、この前の新聞にね、井戸水の検査の結果、全部出ました。セシウム131と137は検出されません。全部出ました。けれども、私は個人的に環境省のほうで検査する前に検査してもらいました。井戸水の底にたまっている土、検査してもらいましたら、セシウム131、137が検出されました。上水を飲んで生活はできないんですよ。下に、泥ん中にそんなセシウムが混ざってるっていうことはね。ですから、上水だけを検査するんでなくて、井戸の底にたまっている水も検査して。井戸の底にたまっている水でない、井戸の底にたまっている泥も検査してもらいたい。そういうことでお願いしたいと思います。

長くなるとあれですが、説明会であるならば、ね、30年後は東京都に持ってきますよ。ね。中間貯蔵施設を造る場所については、これだけの補償をしますよ。トラックがどこを通ってどういうふうに中間貯蔵施設に入ってくるのか。交通はこうなりますよ。もっともっと、細部を明確に、細部まで明確にして説明会をしなければ、説明会でないと思うね。

説明会っていうのはどうあるべきかっていうことを、もう一度お考えいただきたいと思うんです。以上、長くなりましたが終わります。

資源エネルギー庁：ご質問ありがとうございます。賠償についてでございますけれど、東京電力が事故を起こしたことによる相当因果関係のある損害を受けたということに対して賠償するというのが基本でございます。その賠償にはさまざまな種類がございます。避難に伴う賠償、不動産の価値減少に対する賠償、営業ができないことに対する賠償、就労できないことに対する賠償、さまざまございまして、そのようなことに対してひとつひとつ、個別の事情に基づきやらせていただいているということでございます。そして、その相当因果関係のある損害というのは続く限りにおいては賠償させていただくということでございます。以上でございます。

復興庁：復興庁でございます。先ほどのお話の中で、特に自治体が消滅するんじゃないかという、先日の別な例もお話しいただきました。それとの関係で町はどうなっていくのかということだと思います。住みたいとは思わないというご指摘、厳しいご指摘だと思っております。住むか住まないかということは、それぞれ個々人のご判断だと思いますので、当然、住みたいと思わない方もいらっしゃると思います。一方でわれわれとしましては、今、先ほどもちょっと申しましたが、町のほうも、町のこれからの復興計画もこれから一緒になって、われわれも含めて入って、全力で議論して支えていこうと思っておりますので、それも含めて、住みたいと思えるような町の姿というものをどういうふうに描いていくかということだと思っております。それに向けて、われわれ全力でそこはお示しをしていきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただければと思います。

環境省：ありがとうございます。安全、安心、幸せ、これを実現していく、それを仕事の旨とするというのはまさにおっしゃる、われわれの仕事の旨とするのはおっしゃる通りでございます。従いまして、今いただいたお言葉、われわれ日々、胸に秘めて仕事をしていく必要があるというのを、あらためて実感させられたところでございます。私ども、そのつもりで仕事はやっておるつもりではございます。ただ、なかなかそういう十分でない面も当然でございます。安全、安心、幸せ、それを旨として仕事をしていっているつもりでございますが、なかなかそういうのは目に見えないというのは、私ども、本当に申し訳ないと思っておりますが、今いただいたお言葉を胸にあらためて刻みまして、仕事をしていきたいと思っております。

それともうひとつ、30年後の県外に最終場の法制化と、それについて今いろんなところで議論されております、例えば事項についても、例えば政権が変わったら法律の改正とかできるんじゃないか、解釈は変わるんじゃないかということで、30年、県外法制化と言われてもそれはなかなか信じられないというお話であると思います。しかし私ども、今、約束できる最高の決定事項と申しますか、それは行政府あるいは国会が一体となって決定します法律というものがやっぱり最高の意思決定だと思ってますんで、その辺りなんとかそういう最高の意思決定するということでご理解をいただけないかなということ、あらためてお願いしてご理解をいただくしかないというように思っております。

それと、井戸水の測定方法と申しますか、測定の仕方と申しますか、実際いろいろ測り方があると思っております、井戸水でも何を測っているか、水を測っているか土を測っているか分からないというような、例えば川の水でも実際川の水を測るときに、やっぱり濁ってるときは測らなかつたり、濁り部を除いたりして測るという手法が一般的に取られております。これは全国的に取られております。そういうことで、環境省が発表しましたのはあくまでその水ということで発表させていただいてるのであると思います。ただ今おっしゃいましたように、例えば濁ったときには飲むのか飲まないのか、あるいは下の土は摂取するのかわからないのかといういろんな問題が絡んでおまして、この水質の点についてはおそらく、ちょっと私手元にデータがないので詳しいこと言えませんが、そういう状況で測っておると思っています。ただ、今のようなお話があったことは、私ども担当部局のほうには伝えて共有したいと思っておりますので、その辺りご理解いただきたいというふうに思っております。

お墓につきましては、今お話がございました。実はそこ、あくまで今回、事業の説明会でして、それぞれお墓については事情が異なると思います。宗派、あるいはその習慣あるいは家によって異なりますので、これは個別にご事情をお聞きしながら対応していくことになるというように思っております。いろいろその、ひとつの地域だけ取りましてもいろんな宗派、あるいはその習慣、家庭の今までの伝統、考え方があると思っておりますので、あくまで個別の問題になると思っております、個別的にご事情をお伺いしながら対応することになると思います。

参加者：双葉町のお墓はね、双葉町のお墓を郡山に持っていきたい、ね。そのときに、持ってくるのには相当なお金掛かんですよ。そのことを聞いてんの。

環境省：すみません、すみません。申し訳ございませんが、私が勘違いしてたら申し訳ございません。双葉町の全体のお墓ということなのか、個人のお墓ということなのか。個人のお墓であればやっぱり個別にやると。宗教とかですね、移動場所とかたぶん、おそらく方角が変わるとか、この日は駄目だとかいろいろあると思うんです。そういうのもありますのであくまで個別のお話になると思いますので、ちょっと先ほどありましたが個別にちょっとお話をすることだと。当然宗教ということになりますと、やはりなかなか難しいものがあると思います。そういうのがありましてちょっと個別にお話しさせていただければと思いますけど、そういうことでよろしいでしょうか。

参加者：ふたつほどご質問させていただきます。まずひとつは、私たち町民は、避難を強いられてから4年目を迎えて、限られた手狭の中で我慢を重ねてまいりましたが、放射能の影響により、今後の町の復興工程もいまだに立てられず、目元からもこうしている原発3基を抱えて、これを処理には30年とも40年とも、気の遠くなるほどの年月がかかるという状況の中、県内外により除染による廃棄物の施設設置に関しても難題が示されております。現況を鑑みますれば、この設置について真っ向から反対するというものではなく、県内外の人たちの安心生活を1日でも早く取り戻すためには、この施設が必要不可欠と考えなければならぬと思っております。

しかし、私たち町民にとっては、先祖代々、この命とともに引き継がれてきた大切な不動産と、生まれ育ったふるさと、歴史、これを捨てることは苦渋の決断と言わざるを得ません。従って、今後、私たちは将来に向かっての期間、仮移住、仮に移住という道を選択してゆかなきゃならないと思っております。この中間貯蔵施設設置、地権者はもちろんのこと、設置されない立地町の町民、等しく補償、賠償の対象とされることを願っておりますが、国としてわれわれ町民が納得のいく応分の補償、賠償を今のところどのように考えておられますか。分かりやすくご説明お願いいたします。

もうひとつは、ちょっと出た話です。みたいな話ですけども、先ほどの白い横書きの4ページに、施設設置場所の人たちの財物保管料を支払うと言っておりますが、この財物ですね、おそらくそういう財物に関しては、相当、たんすから仏壇からという話もあろうかと思っておりますけども、この保管料を支払うということで考えてますけども、これは私たち町民にとっては、双葉町にとっては先ほどの話と同じですけども、町民等しく考えていただけないかと思っておりますが、いかがとお思いですか。このようなことが示されない限り、この中間貯蔵施設の設置はあり得ないと思っております。よろしくご返答のほうお願いします。以上です。

環境省：ありがとうございます。今おっしゃったふたつともおそらく共通でございます。中間貯蔵施設、お手元のパンフレットの17ページ、18ページ、全体の図を示させていただいておりますが、中間貯蔵施設の設置する中の地権者の方だけではなくて、その外の地権者の方にも同じような補償と申しますか、手当と申しますか、そういうものをしない限りは前には進まないのではないかというお話であったと理解しております。これあの、動産、不動産関わらず同じという意味合いのご意見だと思っております。

参加者：今お話、それは、ここに何度も私は申しましたが、仮移住という対応を取らねばならないという観点からその点も含めてご回答をお願いします。

環境省：いずれにしても、きのうも他の会場でも同じようなご意見出ておまして、敷地境界、こういう施設を造るときには敷地の境界が出るのはこれはもうやむを得ないということは、なんとかご理解いただきたいと思います。ただし、きのうも同じ話が出ておりましたが、やはり敷地の中と外と申しますか、そこでやはり地域が分断されると。例えば、いくつかの行政区については、行政区自体がこの敷地の境界で分かれるというのがございます。そういうのもあるので、可能であれば今おっしゃいましたように、そういう仮移住とかそういうものもおそらく同じような状況にならざるを得ないので、等しく内外もこういう。例えば4ページに載っておりますようなこと、あるいは先ほど説明しましたようなこの土地・建物の損失補償等もすべからず同じにすべきではないかというお話がございます。私も皆さま方のご心情につきましては十分お察し申し上げますし、住民の皆さまからそういう同じような意見をいただいております。この場で大変申し訳ないですが、やはりどこかで敷地境界は出ざるを得ないという話をきのうしましたが、じゃあ敷地境界を変えればいいんじゃないかというようなお話もいただいております。ただし、私どもとしましてはなるべく町の将来の計画とも関係しますので、敷地境界についてはなるべくこの現況で示させていただいてるところでございます。

ただ一方、おっしゃいますように、それはそれであるけれども、やはり町民一体などで敷地の中も外も同じような考えで賠償、補償とおっしゃいましたけどそういうことをやらせてもらうのは、それはごもっともなご意見だと思います。しかしながら、現在私ども、今回示させていただいておりますのは、敷地の、中間貯蔵施設に係る土地へということでございます。それ以外については、例えばこのページの同じような、8ページのほうで載っておりますのはいろんなこともあって、町のほうの支援をしていくというようなことで考えさせていただければなあというのが、説明させていただきたいことでございます。

ただ、ご意見、そういうご意見がありましたことを重く受け止めましてですね、やはり施設の内外、そういう格差をつけるべきではないという意見は重く受け止めさせていただきまして、私ども共有はしたいというように思っております。これ以上、もう本当なかなか私ども今日、申し上げられません。これはおそらく誰でも同じ回答になると思いますが、やはり敷地の中・外では考え方が違わざるを得ないというのは、私ども今回示させていただいている資料でございます。ただし、何回も言いますがそういう内外で、やはり取り扱いについてもっと考えるべきではないかというご意見、非常に強うございます、はっきり言いまして。そういうことはきちんと受け止めさせていただきまして、協議はさせていただきます。以上でございます。

参加者：どうも少し納得いく話では回答がないんですけども、まずいずれにしろ私たち町民は、境界は境界であっても、町民はみんな境界ありませんから、その辺を国のほうとしてよく考えて、この町全体を考えた上で、みんなが町民が納得した上で、設置という形で持つてけるように、ぜひともお願いしたいと思っております。以上です。

環境省：すみません。おそらく多くの方が同じご意見をお持ちだと思います。そういうご意見を多くの方からいただいたということ、それをきちっと胸に入れて持つて帰って報告をいたします。

参加者：仮にこの中間貯蔵施設ができますと、すべての財産、お墓も含めて一切なくなってしまいます。そういうふうな立場の者でございます。

そういうことで、今回いろいろ何カ所も説明会場へ行ってお話を聞いてきました。その中で感じたことと意見、それから質問が1点、それをだから確認が1点ということで話をさせていただきたいというふうに思います。

まず、私がこの説明会に出席した目的、それは今まで皆さま方がわれわれ町民を無視して、この中間貯蔵施設の事業を進めてきたこと。これまで1回も、このような説明会はなされていませんでした。だからこの説明会に来て、本当に正確な情報を聞いて、そしてその上でこの中間貯蔵施設の是非について判断したい。そういうふうな気持ちで私はこの説明会に参加をしていると。

しかし、どの会場で聞いても皆さまからのお答え、すべてが、検討します、ご理解ください、ご協力ください。その一点張り。少しも、われわれのところこの施設を造るにあたって国の熱意、そういうものが一切伝わってきません。たぶんこの説明会に参加した全住民、本当に憤りと不信感を持つてみんなが帰られたと思うんです。

それとこの説明会で聞く話、福島県の復興のために、という言葉しか今までございません。

そうではないでしょう。真っ先にわれわれ大熊の町民、双葉の町民に対して、この施設を受け入れてもらうにあたってこういうことをしますよ、そういう話が一遍もないじゃないですか。だからそういう熱意が伝わらないんです。ひとつの例を挙げれば、あそこに除染のプロがおります。そこから復興庁にも来てます。確かに帰還困難区域は線量も高いです。これを除染をすることは並大抵の技術ではできないと思っております。けども、この両町にこの施設を受け入れてもらうには、復興を果たせるには、除染をしなければ進まないんです。だから本当にほかの除染をやめても大熊・双葉について、帰還困難区域について、全力を挙げて2年とか3年で除染しなさいよ。そのぐらいの案を持ってこれないんですかと。そういうことがあって初めて、ああ、われわれもじゃあ少しは考えようかなと、そう思います。

仮に大熊の例で言えば、大変線量が高いです。承知してます、私も。そこを除染するには中間貯蔵施設がなければ、除染もできなければ事業も進みませんとおっしゃるなら、私はあしたでもオッケーしますよ。そのぐらいの気持ちで私はこの説明会に参加をしております。

それと、この説明会の会場、第1回目ですから両町の町民の方、それから事業区域と言いますか、そこに地権者としていらっしゃる方、それから先ほどありましたようにそのラインから外れる方、いろいろの立場の方がおります。それはそれぞれ意見が違います。今日でたぶん説明会は全部終わると思います。それでそれを踏まえて、再度きめ細かな説明会を開催することを要望しておるわけです。

次に質問いたします。この縦長の一番最後のページ、この説明会の工程表の中でこの説明会が終われば県および両町の受け入れ是非の判断をおおぐということが決議として書いてございます。これは私の考えは、県と町に対して是非の判断をしてくださいとお願いしても、まずたぶん要は地権者の方々の意識を確認してくださいと。もう結構町もすぐ言うと思うと。だからこれを確認するのは国の責任ですか。たぶんそうだと思います。ていうのは、これまでも国の責任でこの施設を造りますという話、してますから、責任は国が責任を持って、地権者の方々の、そういう意向調査を踏まえ、こういうふうな意向にしたよということをもって県、町に対して是非の判断をおおぐのはいかと、そう思っております。

そういう中で、じゃあ私は地権者でございますが、そのことについて質問します。地権者の方々に個別に説明会を開きますか。開いていただけますか。たぶんこのままでの説明

ですと、そういう地権者の情報を国は持ってない。だから集めるわけにいかない。お話できないという方も話をしてきました。ならいいですか。私が集めますよ。私の行政区、全員把握しております。全員地権者です。いつでも集めます。説明に来ますか。そこをちょっと確認をしたいです。

それからもう1点、この横長の、この部分については私、確認です。8ページになります。8ページのほうの下の部分の、生活の安定に係る措置ということで、精神的損害・生活確保に係る損害ということでここはもう書いてあります。その中で移住を余儀なくされたことによる精神的損害、ついては払うというふうに。ただ、私の記憶違いかどうか分かりませんが、公共事業によって用地を取得した、その場合、ダムにおいても、精神的損害については支払いはしない。たぶん国の中ではそういうふうに決まってるやに聞く。逆にこれは、例外的にこれは払うんですかということでございます、以上です。

環境省：ひとつご質問がございました。ご質問は地権者を集めれば説明に来るかというお話がございました。ひとつの行政区でございますが、ほかにもたくさん行政区がございます。もうひとつ、事業の説明ならいろんなところでさせていただけるのは可能だと。例えばこういう場面で説明を、事業の説明させていただきます。地権者の情報を、先ほどおっしゃいましたけど、われわれ持っておりません。これは地権者の情報を持っておりませんので、今回の案内状のご通知も町、当局のほうから送らせていただいているというような形で思っております。

しかし、自分が地権者を集めるので、やはり用地の話をしに来るかということじゃないかと思えます。はい、申し訳ございませんが、この場でつまり、やはり町とも今後の進め方、町のいろんな将来とも関係しますので、あくまで町とご相談しながら、なるということになります。この場では、説明に行きますというのは大変申し訳ないですが、はっきり申し上げられないのは、申し訳ございません、そういうことでございます。

ただし、いずれはやっぱりご了解いただいてから用地の、いよいよということになりますので、町のほうから情報をいただきまして、町のご了解で、了解をいただいて、それから地権者の方に接触をさせていただいて、それから地権者の方に集まっただいて説明会などを開くという手順は、今後、出てくるかというように思っております。大変申し訳ございませんが、今のご質問につきましてはなかなかこの場でイエスという問題でございません。申し訳ございません。

資源エネルギー庁：先ほど、この横長の資料ですね、8ページですが、生活の安定に係る措置のところの精神的損害・住居確保に係る損害についてご質問がございました。

ここの移住を余儀なくされたことによる精神的損害と言いますのは、原子力損害賠償紛争審査会というところで中間指針第四次追補というのが定められまして、その中において特に帰還困難区域と指定されている方々、それに特に、双葉・大熊の両町におかれましては、両方とも居住制限区域ですとか、あとは避難指示解除準備区域とかございますけれど、そちらにつきましても町の大部分が帰還困難区域であるという事情の下、この移住を余儀なくされたことに対する精神的損害ということの対象にさせていただいております。

今回の原子力損害の賠償につきましては、避難がやはり長期化するのではないかということをおもって我々も考えておりまして、そういったことに対する賠償ということでその第四次追補の中で設定させていただいたという次第でございます。以上です。

環境省：ご質問ではなかったですけど除染についてのお話が出ましたので説明します。除染につきましてはこの大熊町では、大川原ですとか、中屋敷についてご協力もいただいて除染をさせていただきました。帰還困難におきましても拠点の場所、国道288、国道6号、これに加えまして墓地も除染させていただきました。町からは帰還困難区域の中の除染を少しでもということで強いご要望をいただいております。先ほど放射線量の見通しの話がございましたけど、この見通しとともに検討を深めて、早急に帰還困難区域、大熊町でご要望いただいているところについて対応していきたいというふうに思っております。

参加者：今の8ページの件、何か勘違いされてませんか？ さっきのね。東電の損害賠償については私、質問してません。そっちは別です。この資料に基づいての私の質問です。

環境省：ちょっとお答えします。今混乱をさせてしまいまして申し訳ございません。この資料は、補償の話だけではなくて、関連する項目をまとめて書いた資料になっております。今言いました公共事業に伴う補償につきましては、ここで見ますと3ページ目まで、基本的には3ページ目までの話になります。一部、墓地の話もありますけども。従いまして、今ご質問がありましたように、8ページ目のふたつ目の丸の部分につきましては、これは賠償の話でございます。いわゆる公共事業の損失補償では、こういう精神的損害等に対する、いわゆる損害、損失補償というのはございません。公共事業の損失補償は、用地であるとか土地であるとか、そういう経済的な価値があるものについて、実際にそれを使用収益できなくすることに対する補償という考え方になってございますので、8ページ目の賠償に係るものとは別のものがございますので、ちょっと補足をさせていただきます。

参加者：本当に私たちは負の遺産を莫大な負の遺産をいただいて苦しんでいます。それで、私はこの先、このようなことを日本国内に起きないようにしていただきたい。ということは、原発設置場所、全国各地にあるでしょうか？ そこに日本の法律に政治家が、どのように対処してきたのか、これからしていくのか。それをきちっと正していきたいと思いません。要するに、最終処分場を、今政府が中間貯蔵見つけるんだっていうの、こんな手遅れな話、ないじゃないですか。40年間も原発を設置してきて、大熊町に。それを今、最終処分場をうんぬん。これは政府の怠慢だと思います。こんな危険なものをいずれはこういう形に来るっていうことは、ありうることではないですか。それで、東北電力さんが起こした事故なら、東北内に最終処分場を作って考えるのも私は分かります。1棟たりとも、東京電力さんの電気を使わない地区に、なぜ宮城県のある大自然のきれいな所に、最終処分場っていう話を持ち上げるんですか。

ね。なぜ関東一円に、しかも、茨城県のどっちこっちであって、政府が黙ってこうして決めるから、反対されるんです。ですから、各原子力設置場所には、最終処分場はその設置内にするんですっていう法律を、できているのか否か。なければそれをきちっと作って全国民を安心させていただきたいと思いません。私はこれから先、何力所もある原発がいずれは終わる時期が来ると思えます。いつまでも続かないでしょう。新たに作るかどうか、否として。そこをきちっと政府の方をお願いしておきたいと思えます。時間がなくなるから対象外って言われるかもしれませんけれども、これは大変な大きなことだと思います。

それで、たびたび大臣さんのお話ありました。フランク永井さんの歌にあるように、そばにいただけでいい。ね、歌の文句。大臣、環境省大臣がそこにいらっしやるだけで、皆さんが一生懸命それを話、するだけでいいんです。国民から選ばれた人が、こういう住民に対して誠を示すっていうのは、そこにいただけでいいんです。大臣がうんぬん言わなかったっていいんです。こうやって立ち会って話し合いして進めてくれればいいんですから。そのところをきちんと私たちの心が、大臣に直接伝わりますか。私は、中間、それこそ中間的で、最終の、言葉が私たちの心、伝わりますか、大臣に。いろいろ、皆さんは優秀ですから、ああでありました、こうでありましたと述べるでしょう。でもそれは報告だけであって、私たちの本当の気持ちは伝わらないでしょう。

それでこのことをきちっと私は、まず最終処分場を法律でできていなかったら造ると。原発ならずも、これ、原発ばかりでなくて危険なもの、これから私は分かんないけども、あるでしょう。それを処分するにはどうしたらいいかっていうことを、まず考えていただきたい。それから、これから先、私たちは居住制限の地域に居るから、だんだん線量が下が

っていけば中間貯蔵にだんだん広がっていくんでしょ？ 何年かは先になっていったときに。そしたら除染が始まります。ね。私の例を申し上げますと、環境省さんは大きな木は切りません。3センチ以上のものは切りません。クワの木3センチ以内に、3センチ以上に育ててなんかいなかったですよ、全部。みんな大木なんてしたことないですよ。われわれこの年寄りが、今後先、手入れできないから全部木を切ってくださいとお願いして。もう切ってくださいと言ったら、遮二無二もう、けんかしながら切っていただきました。それと、そうしたら新芽が出てきたらそれを手入れすれば、大きくしなくて済みますからね、私たちは、だんだん今度80になるんですから。子どもは戻って来ません。そういうところに、私たちは住めって言われても、除染されて住めって言われても、なかなか戻れない。

清水の話出ました。私はあるテレビで見ました。清水は20年かかって飲めるものが来ます。そしたら今、除染が結果が出ないってことは分かります。そしたら私は思いました。20年過ぎたら除染された水が来るのかな。

はい、分かりました。ですから、まず最終処分場を政府に取り上げて、日本国民が安心して暮らせるようなことを政府の方におっしゃって、皆さんがおっしゃってください。これだけは本当にお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

環境省：ありがとうございます。すみません、ちょっとよろしくお願ひします。どうもありがとうございます。いろいろな多方面にわたるお話をいただきまして、いずれもやはり、日頃、心の中で思われている思いの丈と申しますか、普段なかなかこういう場で話すこともない、われわれと話すこともないということいろいろおっしゃったんではないかというふうに思っております。ひとつひとつお答えさせていただきますと、最終処分、これは原発の中から出るものではなくて、私ども考えておりますのは中間貯蔵、あくまで除染。県内で出た除染とかその廃棄物でございますので、原発の中から出るような使用済み燃料とかそういうものとはまったく違います。まずそれはちょっとご理解いただきたいと思っておりますので、そこはあくまでわれわれ除染で出たものだけだということでございます。従いまして、全国の原発というのはちょっと話が若干違うのかなと思っております。

それと、大臣、歌のたとえで、そばにいただけでいい、ということをおっしゃいましたけど、今のお話も包み隠さず大臣に伝えますので、決して私どもフィルターをかけて報告するということとはございませんので、ご理解いただきたいと思っております。それと清水、清い水はやっぱり雨が降って地中をしみ出してきて、20年ぐらいかかって井戸水になるという流域全体のお話もでございます。そういう非常に歴史の長い中で水が動いているということ

も私どもは地下水等についても、環境省いろいろ水質管理しておりますので、本当に十分、納得できるお話ではないかというふうに思っております。あと、原発について資源エネルギー庁のほうからちょっとお話しを致します。

資源エネルギー庁：ご質問ありがとうございます。原発のごみ、要はいわゆる最終処分場の問題につきましては、これはいろいろずっとやってきたわけですが、いまだに決まってないということでございます。いろいろ方針を変えたりしまして、国が主導をして、最終処分場をどこかに見つけるということで、今まだ見つかってはいないんですけども、そういった方向に変えて政府として取り組んでいくということでございます。なかなかまだ見つかってはいないんですが、今後とも政府として努力をしていくということでございます。よろしく願いいたします。

参加者：ひとつずつとさっきから聞いてておかしいなと思って、なんでこんなむなしの会があるのかなと思うんですけど。ここにいる国の皆さんにお聞きしたいんですけど、皆さんは、今の説明で自分のうち、土地を売りますかっていう答えをお聞きしたいです。失礼なんですけど、私たち30年、何代も続いた、それをこの説明だけで手放しますかっていうことですよ。

それが1点と、もうひとつ聞きたいのは、3月の定例議会で、これは大熊町も恐らく関係するからの話なんですけど、双葉町町長が、きょうはオブザーバーとして出て来てるから答えることはできないと思いますけど、国に対してこの中間貯蔵の説明会の受け入れに対して、4つの提言というのをやっていますよね。町への帰還見通しと国の支援策の提示、予定地住民への十分な補償と、予定地外の全町民への生活支援策の提示。それから、復興のために活用できる自由度の高い財源措置の確保。県外最終処分場の法制化と施設の安全性というのを出しています。

これに対しては、国のほうからは町に対して返答はされたのでしょうか。ていうことはですね、どうも私が聞いてると、その順序が狂ってるから、だからみんなここで、やいのやいのと、自分たちのことだけに走るような話になっちゃうと思うんですよ。私は一番言いたいのは、ここにいる伊澤町長、この人が、この方が恐らく提案されたんだと思うんですよ。

で、じゃあもう1回聞き直すと、伊澤町長、それからここに町会議員の方も居ますけども、その人たちがわれわれ住民を今後、納得させるだけの、この会議で、資料をもらえたのかどうか。われわれ住民と当然、ここからは対話しなければならないと思うんです。そ

れでなければとてもじゃないけど、受け入れの許可なんか出せるわけないと思うんですよ。ところが、どう見てもそれに対する説明は、私是一向に聞いてません。ただ、いわゆる買い上げと借り上げの部分を容認したと、国が、言ってるから伊澤町長はこの説明会を受け入れるという形だったんですけど、どうもそれも、さらにですね、言いますと、借り上げのほうの説明は一切ないんですね、買い上げ以外。だから、皆さんがむなしさで全然伝わってこないということです。

一番簡単なことは、あなたたちがこの説明で間違いなく自分の土地を放すかっていうことだけを根底に置いて説明をしてもらう。してないからおかしいってということと、今後、これは私から言わせると大臣が大前提で判断することだと思えます。それから後は町会議員、町長。町長はじめ町会議員。その人たちがわれわれにきちっと説明できるものをここで提示していただきたい。それから今後も、それが出ない限りは絶対町の町民は納得しないということを頭に入れておいて、進めていただきたいと思えます。よろしく願います。

環境省：どうもありがとうございます。途中でおっしゃいましたやっぱり大臣が大前提で判断をするとおっしゃいましたけど、まさに私その通りだと思っております。国が責任を持って造らせていただきます以上、最後には国が責任を持って説明責任もございまして、まさにおっしゃいました安全とか用地の取り扱いについて、国が責任を持って最終的には地権者の方、あるいは町民の方々に説明をする責任はあると思っておりますので、これは町とそれから町の議員さんということでは、私はないと思っております。そこは、十分ちょっとご理解いただきたいと思えます。

それと、非常にお厳しい最初のご意見で、あなたたちはこの会の説明で自分の土地を手放すのかとおっしゃいました。そもそも、この説明会の、説明させていただいてます対象の方は、町民の方全体でございます。これは両町、大熊町、双葉町の町民の方全体ということと、それと敷地内にいろんな権利をお持ちの企業の方、あるいは町の外にお住まいの方ということで、あくまで事業の内容についてのご説明でございまして、それで土地を手放すとかそういうようなご説明ではないというように私考えておりまして、今回の資料でご説明をさせていただいております。

それともうひとつ、定例議会で4項目いろいろ指摘いただいて、それについても私も、県および町のほうには、4月の25日でしたか、そのときにいろいろご意見をお返ししたり、あと5月の27日にお返ししたりしておるところでございます。その中で、その場でできる限りのお答えをさせていただきまして、今おっしゃいました、例えば30年後の法制化

ですとか用地の取り扱い、生活支援策等々についてもご報告を申し上げてるところでございます。従いまして、この説明会で手放すのかと、あなたなら手放すのかというご質問に対しましては、私ども精いっぱい現時点でできることは説明させていただいております、あくまでも事業の説明会ということで、その今のお話は次の段階のお話ではないかと思っております。

従いまして、今回あくまでも事業の説明会ということで全町民の方、繰り返しになりますが大熊町、双葉町全町民の方、それと当該場所に権利をお持ちの方ということで、全体のお話をさせていただいているというのをご理解いただければと思います。決してスケジュールありきですとか、そういうお話ではなくて、あくまで現時点で町民の皆さま方にお話しできることを、ご説明させていただいているということでございますので、その辺りご理解いただけないかもしれませんが、私どもそういうことで。きのうも誠意がないというご指摘いただきましたが、私どもとしましては誠意を持ってできる限り説明させていただいております。なんとかご理解、あるいはご勘弁のほどよろしくお願ひしたいというふうに思います。

参加者：はい、最後のひとつご質問をさせていただきたいと思います。私は先ほど説明していただいた中で、2点ほどお答え願いたいものだと思いましたが、1点目は、中間貯蔵後の最終処分に係る法制化について。これはもう前の方が何人かいろいろとご質問したのでこれは時間がないようですので省略させていただきたいと思います。で、前の質問の方のことをよくご検討いただいて、この次に説明会を開くようなときははっきりとお答えしていただきたいと思います。

それでは2点目。8ページです。8ページで、生活再建で交付金による措置。中間貯蔵施設の整備等による影響を緩和するために必要な事業を実施可能とするため、極めて、いいですか、極めて自由度の高い交付金を措置します。こう明示していますね。この極めて自由度の高い交付金とは、なんの制限もない、よろしいですか、条件もない、ひもも色もつかない、と考えてよろしいでしょうか。また交付については、これは当然、直接両町に交付するのが私としては当たり前とそう考えております。どうもこの霞が関の方々とか国の方々の作成する文章は、私たちにどうも難しく理解できないところがありますので、なるべく簡単に作成していただきたいと、そう思います。被害者というか被災者は、両町大熊町民、双葉町民ということをよくご理解いただいて、お答え願います。以上です。

環境省：今、8ページ目の上にあります自由度の高い交付金についてご質問をいただきました。これの趣旨は、いろいろな既存の制度がありますけれども、適用条件がかなり厳しいものが多いという話もございまして、使う自治体さんなりなんなりからすると、非常に制約が多すぎるのではないかというご指摘をいただいております。そういう観点からできるだけ、できるだけというのはちょっと語弊があるかもしれませんが、いろいろな形で使えるような交付金をつくりたいという意味で、今、一生懸命われわれとしては検討しております。ただ一方、国の財政資金を使うということでございますので、なんでもかんでも自由に、なんにでも使えるということにはならないとは思っています。ただ、とはいってもあまり制約をかけると、今までのものとあまり変わらず非常に使い勝手が悪い形になるということにもなると思いますので、できるだけ財政資金であるという制約はありながらも、その中でできるだけ自由度の高いものを作っていきたいということでございます。

いろいろとご意見をいただいておりますけれども、いただいたご意見も踏まえて、われわれも最終的には財政当局も含めて関係省庁、政府全体としてどう対応するのかということについて、結論を出していかなければいけないと思っております。非常にいいご意見をお聞かせいただきましたので、そういったものを参考に引き続き検討させていただきたいと思っております。どうもありがとうございます。

参加者：お願いがございまして。大熊町と双葉町の除染計画がいつ示される。それと合わせるといつ私たちが自分のふるさとに帰れるのか。それをまずお願いしたいと思います。最終処分場が、30年たったら、ここにいる人はほとんど生きていません。ですから少なくとも10年以内に、政府は一生懸命誠意を持って対処するぐらいの気構えを持ってこういった説明に来ていただかないと、検討します、分かりました。それではまたこの次、この会議をやってくれるんですか。何も結論は出ていないですよ。違いますか。教えてください。私たちは明日もないんですよ。さっきから、全てそうですよ。答えになっていないでしょう。誠意ってなんですか。30年以内に最終処分場を決めます？ これ誠意ですか。大熊と双葉町民96%は帰還困難区域の住民ですよ。私たちは帰れない人なんですよ。帰らない人じゃないんです。帰れない人なんですよ、皆さん。間違っているんですよ。帰れない人が96%なんです。その人たちのことを考えたら、30年も先の話を持ってきていないですよ。除染計画と、いつ帰れるか、この次の会議にはきちっと示してくださいよ。

それから先ほど資源エネルギー庁が言いましたけど、損害が続く限りは賠償します、補償しますと言っていましたね。30年帰れなければ30年の精神的慰謝料は払ってくれることになるのですかね。そういうことですよ。

もうひとつ。知っている人もいると思いますが、紛争審査会の資料の中に、こういう損害賠償金額が出ているんですよ。故郷（こきょう）、故郷喪失慰謝料という言葉が出ています。皆さんふるさとを失って補償料をもらっていますか。これは紛争審査会の資料の中にあるんですよ。精神的損害、第二次追補までのという欄の下に、故郷喪失慰謝料総額、帰宅困難区域が2400から3800万という数字が出ているんですよ。私たちはこんなのは1銭ももらっていないですよ。ところが紛争審査会の中では、こういったものが議論されている、これは今までに支払った中に入ってるんだとしてもですよ。こんなばかな話ないでしょう。エネルギー庁、ちゃんと教えてくださいよ。

それからもうひとつ。先ほど不動産については専門家の評価を得ると言いましたよね。これ公共事業でしょう。どうして土地収用法を適用されるんですか。不動産鑑定したのと、土地収用法の補償額を比べて、こちらが高いからこちらを適用しますと説明するんだったら納得しますが、不動産鑑定士で評価ゼロの大熊と双葉の土地・家屋が、どれほどの価値として評価されるんですか。おかしいでしょう。公共事業だと言っているでしょう。そうしたら土地収用法でしょう。そこで不動産鑑定士に鑑定したら、土地収用法が高かったからこっちを適用しますとって住民に説明するんなら分かりますよ。都合いいほうでたっているんですよ。違いますか。都合悪いことは東京電力にやらせて、都合いいことは国がやるんじゃないでしょう。主権は国民ですよ。違いますか。あなたたち、誰のお金で生活しているんですか。税金でしょう。どっち向いて仕事しているんですか。私たちのほうを向いて仕事してくださいよ。以上です。

環境省：最初に除染のことがございました。まず大熊町のほうでございますけれども、大川原とか中屋敷、こちらにつきましては除染計画を作らせていただいて、終わらせていただいております。双葉町におきましても、現在避難指示解除準備区域のところの計画を調整しております。

それからご質問の趣旨でございます帰還困難区域につきましては、繰り返しになりますが、先ほどモデル事業を行って結果を公表し、これによって線量の見通しということを含めてそれを示していく。その上でこれから復興の絵姿、帰還の意向、それから産業のビジョンということで、早急に政府全体で対応していくということでございます。

資源エネルギー庁：ご質問の中に30年帰れなければ、30年賠償されるのかというような話をいただきました。避難に伴う費用の損害賠償につきましては、現在避難指示が引き続き継続しているところでございますが、その避難指示により自分たちの住んでいた土地以外の場所で住まなくてはならない状況になっており、こういった避難に伴う損害に対して賠償されるということになっております。ですので、その避難指示期間に応じて賠償されるということになっています。それからあとひとつ故郷喪失というような文言をいただきました。こちらにつきましては、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針第四次追補、昨年12月に決まったものでございますが、この中で、まさにこの資料の8ページに書いてあるものでございますが、移住を余儀なくされたことによる精神的損害ということで、特に双葉、大熊の両町におかれましては帰還の見込みすら立っていないといったような事情があるということが、原子力損害賠償紛争審査会の第四次追補の中にも書かれておりまして、そういったご事情を考慮いたしまして、長期間、自分たちの元住んでいた土地に帰れないといったことに対する賠償ということを、原子力損害賠償紛争審査会で決定させていただきまして、それに基づきまして東京電力がもうすでに、4月からだと思えますけれど、受付を開始させていただいているといった状況でございます。以上でございます。

環境省：もうひとつ鑑定の話がありましたけれども、一般的な公共事業、この事業に限らず一般的な公共事業では、最初の段階で価格をお示しする段階で不動産鑑定士の評価などを経て、事業者のほうで判断して提示をいたします。今、土地収用に関わるものとは、額が違うのではないかとご指摘だと思いますけれども、最終的に何らかの形で別の手法を活用することになったとしても、土地価格の算定にあたりましては、一般には鑑定評価というものをとって、それを参考にして決定するということになりますので、タイミングは違うかもしれませんが、やる内容については同じでございます。

参加者：恐らく今日で最後ですから、これまでの間にこんなばかげた質問みたいなのは出てこなかったかと思うんですが、実は文化遺産あるいは史跡。そういうものについて少しお尋ねしたいなと思います。大熊町のこの計画内にある、大熊町の遺跡、それは素晴らしいものがあります。例えば日向遺跡、梨の木平遺跡、腰巻遺跡、南沢遺跡、熊川遺跡、女迫遺跡、棚和子遺跡と、こういう素晴らしいものがあるんですが、大熊町の場合はまだ調査は全然手つかずのままですね。ですからこれらをどのようにもっていかれるのか。特にその中のひとつで日向遺跡の中には小入野の日渡神社というのがあります。そこと日隠山、大熊町の一番親しまれている山ですが、そことの因果関係と言いますか、素晴らしいあの

神社から春分の日と秋分の日には日隠山に日が沈む、今年3月21日に大熊現地事務所の方が撮ってくださった写真があります。このようにきれいに彼岸の中日には日が沈みます。恐らくこれは福島県はおろか全国でもないものだと思います。こういう素晴らしい遺跡がまだまだ大熊では眠ったままです。これらを今の説明の中では配慮するということになっておりますが、どういう配慮をされているのか。それから大熊町と双葉町に環境大臣が要請されたときの全文があります。新聞記事ですが、その中に文化遺産については配慮を行う、行っておりということがありまして、今後ともしっかりと対応してまいりますとあります。資産、遺跡の場合は我々の持っている土地もそれは確かに先祖からのものです。

この先祖よりももっともって1,000年も2,000年も3,000年も昔の祖先たちが築いた、素晴らしい財産です。これをどういうふうに保護し、残していくのか。これは保存という方法以外ないと思うのです。調査をして記録を残すということでは、記録ではそれがなくなってしまう。高速道路を造るときの施策とは違います。ですからその辺をどういうふうにもっていかれるのかをお尋ねしたい。それとこれは環境省のほうで、環境大臣が発表されていますけれども、文化遺産については文部科学省ではないかなと思うのですが、その辺との整合性というのももしお聞きできたらお願いしたいと思います。

環境省：どうもありがとうございます。今お話ございましたように、例えば北原・日向遺跡でしたらお彼岸の中日に日隠山に、真西と申しますか日が沈むと、そういう貴重な遺跡、あるいは埋蔵文化財も、これは大熊町さんだけではなくて双葉町さんにも遺跡がございます。これは大熊町さん、双葉町さん、それぞれ貴重な遺跡があるのはわれわれも十分認識しております。この遺跡につきましてはまず文化庁、それと県の教育委員会、町の教育委員会と、こういうところと相談していきながら、実際にはやっていくことになるかと思っています。それぞれで恐らくかなりデータをお持ちですし、ご経験もお持ちですし、そういうところとご相談しながらやっていく。これは一般的な公共事業でも事業者がそういう文化庁、あるいは県、あるいはその町の教育委員会とご相談してその重要度に応じて保存あるいは調査をしていくというのがないと認識しておりますので、そういう町の教育委員会あるいは県の教育委員会、文化庁と相談しながら丁寧にやっていきたいというふうに思っております。ご指摘いただきましたように、今おっしゃられた北原・日向遺跡ですとか腰巻あるいは南沢、大熊町には埋蔵文化財がございますので、そういうものについてそれぞれの状況に応じて、町、教育委員会、あるいは文化庁ときちんと相談していきながら、丁寧にやっていきたいというふうに考えております。以上でございます。ありがとうございました。

以上